

都市農業をめぐる情勢について

令和3年11月

農林水産省

農村振興局農村計画課都市農業室

I. 都市農業の現状

- 都市農業とは、一般的に「市街化区域内農地及びその周辺で営まれる農業」が基本的には対象。
- このうち、都市農業の中心となる市街化区域内農地は全農地の1.5%程度、さらに、生産緑地は0.3%と小規模であるが、農業経営体や農業産出額は全国の約1割を占める。

○市街地で行われている農業（例）



〔東京都小金井市〕



〔大阪府大阪市〕

○市街地の周辺で行われている農業（例）



〔埼玉県さいたま市〕

	農業経営体	農地面積	農業産出額
全 国	107.6万 経営体	437.2万ha	8兆8,938億円
市街化区域 (対全国比)	14.0万経営体 (13%)	6.4万ha(1.5%)	6,229億円 (7%)
		うち生産緑地 1.2万ha (0.3%)	

資料：全国の数値は、「2020農林業センサス」、「耕地面積調査（令和2年）」、「農業産出額調査（令和元年）」による。都市農業の数値は、「固定資産の価格等の概要調査（令和元年）」、「都市計画現況調査（令和元年）」、東京都及び全国農業会議所調べ（令和元年）を用いた推計による。

○ 都市農業は、

- ①新鮮な農産物の供給、②身近な農業体験・交流活動の場の提供、③災害時の防災空間の確保、④やすらぎや潤いをもたらす緑地空間の提供、⑤国土・環境の保全、⑥都市住民の農業の理解の醸成といった多様な役割を果たしている。

① 新鮮な農産物の供給



消費者が求める新鮮な農産物の供給、「食」と「農」に関する情報提供の等の役割

④ 心やすらぐ緑地空間



緑地空間や水辺空間を提供し、都市住民の生活に「やすらぎ」や「潤い」をもたらす役割

② 身近な農業体験・交流の場



都市住民や学童の農業体験・交流、ふれあいの場及び農産物直売所での農産物販売等を通じた生産者と消費者の交流の役割

⑤ 国土・環境の保全



都市の緑として、雨水の保水、地下水の涵養、生物の保護等に資する役割

③ 災害時の防災空間



火災時における延焼の防止や地震時における避難場所、仮設住宅建設用地等のための防災空間としての役割

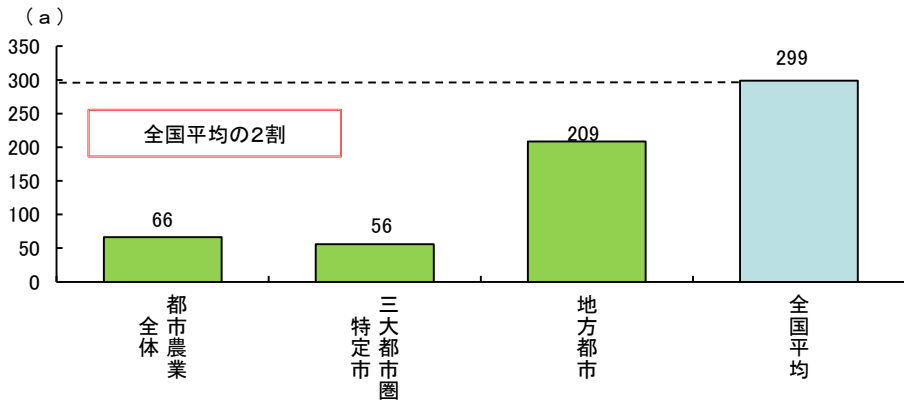
⑥ 都市住民の農業への理解の醸成



身近に存在する都市農業を通じて都市住民の農業への理解を醸成する役割

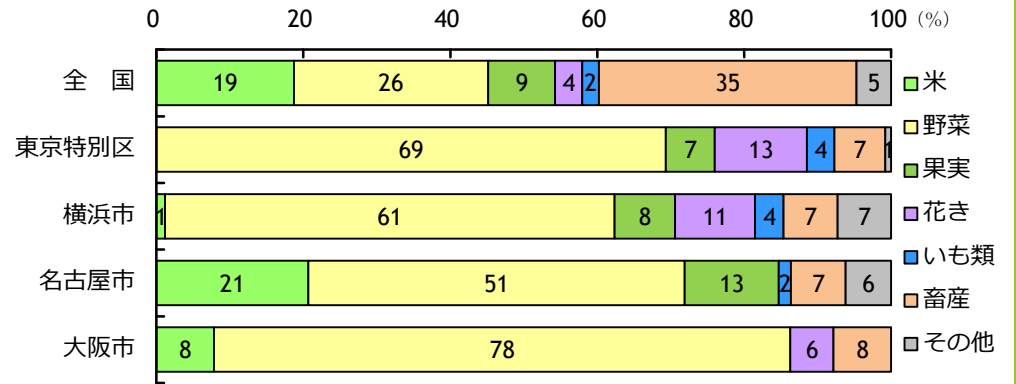
- 個々の経営を見ると、まとまった農地がないことなどから、経営面積は一般的に小さい。
- 生産面では、消費地の中での生産という条件を活かし、消費者ニーズを把握しつつ、野菜を中心に多種多様な作物を栽培する農業経営を展開。
- 販売金額についても、温室等の施設を利用し、年に数回転の野菜生産を行うことなど、高い収益を上げている農業者も存在。
- また、都市農業・都市農地に対する評価の高まりも見られるところ。

【1経営体当たり経営耕地面積】

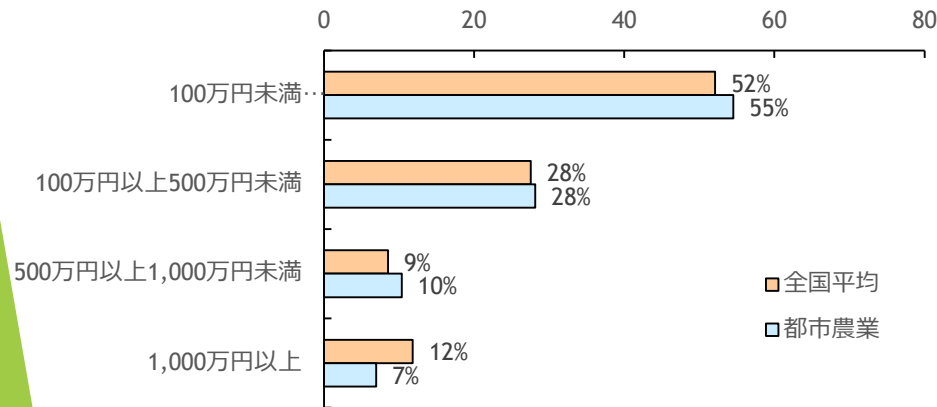


資料：農林水産省「農業構造動態調査（平成31年）」、東京都及び全国農業会議所調べ（令和元年）

【主要都市における農産物の部門別農業産出額の割合】

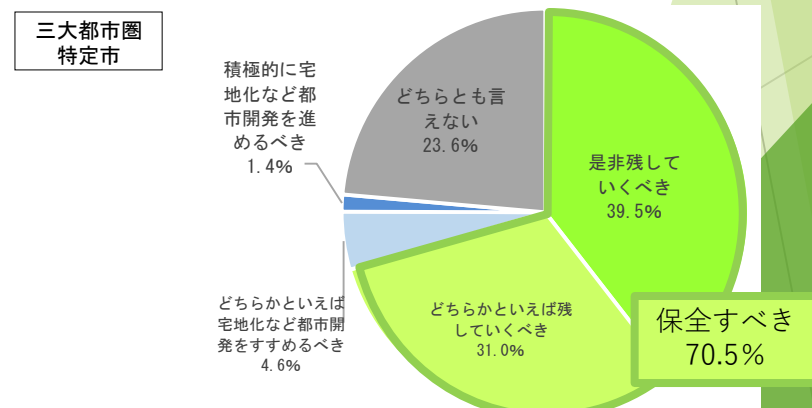


資料：農林水産省「生産農業所得統計（令和元年）」、「令和元年市町村別農業産出額（推計）」



資料：農林水産省「2020年農林業センサス」、東京都及び全国農業会議所調べ（令和元年）

○住民の都市農業・都市農地の保全に対する考え方



資料：農林水産省「都市農業に関する意向調査」
（三大都市圏特定市の都市住民2,000人を対象に令和3年7月に実施したWEBアンケート）

Ⅱ. 都市農業振興基本法・基本計画の概要

1. 都市農業振興基本法の概要

- 平成27年4月には、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適正かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として都市農業振興基本法が制定された。

目的

基本理念等を定めることにより、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進

- ①都市農業の安定的な継続
- ②都市農業の有する機能の適切・十分な発揮→良好な都市環境の形成

都市農業の定義

市街地及びその周辺の地域において行われる農業

施策推進のための三つのエンジン

基本理念

- ◆都市農業の有する機能の適切・十分な発揮とこれによる都市の農地の有効活用・適正保全
- ◆人口減少社会等を踏まえた良好な市街地形成における農との共存
- ◆都市住民をはじめとする国民の都市農業の有する機能等の理解

国・地方公共団体の責務等

- ◆国・地方公共団体の施策の策定及び実施の責務
- ◆都市農業を営む者・農業団体の基本理念の実現に取り組む努力
- ◆国、地方公共団体、都市農業を営む者等の相互連携・協力
- ◆必要な法制上・財政上・税制上・金融上の措置

都市農業振興基本計画等

- ◆政府は、都市農業振興基本計画を策定し、公表
- ◆地方公共団体は、都市農業振興基本計画を基本として地方計画を策定し、公表

国等が講ずべき基本的施策

- ① 農産物供給機能の向上、担い手の育成・確保
- ② 防災、良好な景観の形成、国土・環境保全等の機能の発揮
- ③ 的確な土地利用計画策定等のための施策
- ④ 都市農業のための利用が継続される土地に関する税制上の措置
- ⑤ 農産物の地元における消費の促進
- ⑥ 農作業を体験することができる環境の整備
- ⑦ 学校教育における農作業の体験の機会の充実
- ⑧ 国民の理解と関心の増進
- ⑨ 都市住民による農業に関する知識・技術の習得の促進
- ⑩ 調査研究の推進

2. 都市農業振興基本計画の概要

- 平成28年5月には、都市農業振興基本法に基づき、都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針、都市農業の振興に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策について定める都市農業振興基本計画が閣議決定された。

【基本法の政策課題】

都市農業の多様な機能の発揮

- ・農産物を供給する機能
- ・防災の機能
- ・良好な景観の形成の機能
- ・国土・環境の保全の機能
- ・農作業体験・交流の場の機能
- ・農業に対する理解醸成の機能



都市農地がもたらす良好な景観
(東京都世田谷区)

農業政策上の再評価

- ・都市農業の農家戸数、販売金額は全国の1割弱を占め、**食料自給率の一翼**を担う
- ・都市農業は都市住民の多様なニーズに応え、地産地消、体験農園、農福連携等の**施策のモデルを数多く輩出**
- ・我が国の農業を巡る国際環境が厳しくなる中、農業や農業政策に対する国民的理解を醸成する**身近なPR拠点**としての役割

都市政策上の再評価

- ・「集約型都市構造化」と「都市と緑・農の共生」を目指す上で**都市農地を貴重な緑地として明確に位置付け**
- ・都市農業を**都市の重要な産業**として位置付け
- ・農地が民有の緑地として適切に管理されることが**持続可能な都市経営**のために重要

都市農業振興に関する新たな施策の方向性

担い手の確保

- 都市農業の安定的な継続のため、多様な担い手の確保が重要
- ・**営農の意欲を有する者**(新規就農者を含む)
- ・都市農業者と連携する**食品関連事業者**
- ・都市住民のニーズを捉えた**ビジネスを展開できる企業等**

土地の確保

- ・都市農地の位置付けを、「**宅地化すべきもの**」から都市に「**あるべきもの**」へと大きく**転換**し、計画的に農地を保全
- ・コンパクトシティに向けた取組との連携も検討
- ・都市農地保全のマスタープランの充実等**土地利用計画制度の在り方**を検討

農業施策の本格展開

保全すべきとされた都市農地に対し、本格的な農業振興施策が講じられるよう方針を転換



露地栽培による障害者雇用農園
(茨城県つくば市)

【講ずべき施策】(特徴的なものを中心に記載)

- 1 農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成及び確保
- 2 防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮
- 3 的確な土地利用に関する計画の策定等
- 4 税制上の措置
- 5 農産物の地元での消費の促進
- 6 農作業を体験することができる環境の整備等
- 7 学校教育における農作業の体験の機会の充実等

【参考①】 地方計画の策定状況（令和3年3月末現在）

- 地方公共団体は、政府の基本計画を基本として、その地方公共団体における都市農業振興に関する計画（地方計画）を定めるよう努めることとされている。（都市農業基本法第10条）
- 地方計画の策定状況については、令和2年3月末時点で9都府県、75区市町の計84の地方公共団体において策定済みである。（昨年度末時点：9都府県、53区市町、計62）

都道府県		策定年月日	概要
関東	埼玉県	H29. 3月	新規策定
	千葉県	H29. 12月	〃
	東京都	H29. 5月	既存計画の見直し
	神奈川県	H29. 3月	〃
東海	愛知県	〃	新規策定
近畿	滋賀県	H30. 12月	〃
	京都府	〃	〃
	大阪府	H29. 8月	〃
	兵庫県	H28. 11月	〃

市区町村		策定年月日	概要
栃木県	宇都宮市	H31. 3月	新規策定
埼玉県	川越市	〃	既存計画の見直し
	川口市	H30. 3月	〃
	草加市	R2. 3月	新規策定
	朝霞市	H31. 3月	既存計画の見直し
	和光市	〃	新規策定
	八潮市	〃	既存計画の見直し
	鶴ヶ島市	R2. 3月	新規策定
	さいたま市	R3. 3月	〃
	所沢市	R3. 3月	〃
	越谷市	R3. 3月	〃
千葉県	市川市	H28. 3月	新規策定
	船橋市	H30. 2月	既存計画の見直し
	松戸市	H31. 3月	新規策定
	市原市	R2. 9月	〃
	千葉市	R2. 12月	〃
	八千代市	R3. 3月	既存計画の見直し
	柏市	R3. 3月	〃

市区町村		策定年月日	概要
東京都	世田谷区	H31. 3月	既存計画の見直し
	板橋区	H30. 10月	〃
	杉並区	H31. 1月	〃
	足立区	R3. 1月	〃
	三鷹市	H31. 3月	〃
	昭島市	H29. 11月	〃
	調布市	R2. 3月	〃
	町田市	H29. 3月	〃
	小平市	H30. 3月	〃
	日野市	R2. 3月	〃
	国立市	H29. 3月	〃
	狛江市	H30. 3月	〃
	東大和市	〃	〃
	清瀬市	H29. 3月	〃
	武蔵村山市	H30. 3月	〃
	多摩市	H31. 3月	〃
	西東京市	〃	〃
	日の出町	R2. 2月	〃
	福生市	R3. 3月	〃
	稲城市	R3. 3月	〃
	東村山市	R3. 3月	〃
	東久留米市	R3. 3月	〃
	瑞穂町	R3. 3月	〃
立川市	R2. 7月	〃	
国分寺市	R3. 3月	〃	

市区町村		策定年月日	概要
神奈川県	横浜市	H30. 11月	〃
	川崎市	H30. 3月	既存計画の見直し
	平塚市	H31. 2月	新規策定
	鎌倉市	H30. 7月	〃
	藤沢市	H29. 3月	〃
	厚木市	H30. 3月	〃
	大和市	H31. 3月	〃
	海老名市	H30. 12月	既存計画の見直し
	南足柄市	R2. 3月	〃
	秦野市	R3. 3月	〃
静岡県	静岡市	H30. 3月	新規策定
	浜松市	H31. 3月	〃
岐阜県	岐南町	R3. 3月	〃
愛知県	名古屋市	H30. 3月	既存計画の見直し
	安城市	H31. 3月	新規策定
	北名古屋市	〃	〃
	大府市	R3. 3月	既存計画の見直し
	岡崎市	〃	新規策定
滋賀県	大津市	〃	既存計画の見直し
京都府	京都市	〃	既存計画の見直し
大阪府	大阪市	H30. 6月	新規策定
	豊中市	R2. 3月	〃
	交野市	H31. 4月	〃
	守口市	R2. 10月	〃
兵庫県	神戸市	H30. 9月	〃
	西宮市	H31. 3月	〃
	伊丹市	H29. 3月	〃
高知県	高知市	R2. 3月	既存計画の見直し
福岡県	北九州市	H28. 5月	〃
熊本県	熊本市	H30. 1月	〃
	荒尾市	R1. 7月	〃
鹿児島県	鹿児島市	H29. 3月	〃

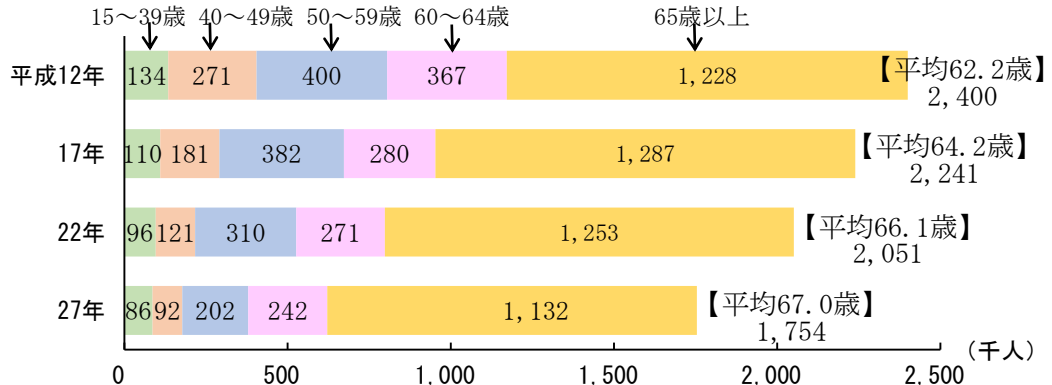
※ 赤字は令和2年度中に地方計画の策定又は見直しを行った地方公共団体。

Ⅲ. 都市農業に関する制度

1. 都市農地貸借法の制定の経緯

○ 農業従事者の減少・高齢化が進む中、都市農地（生産緑地地区の区域内の農地）の所有者自らによる有効な活用が困難な状況となっていたが、都市農地は土地の価格が高いため、都市農地を購入して農業を行うことは非常に困難。

【年齢別基幹的農業従事者数の推移】



資料：農林水産省「農林業センサス」



東京都板橋区



東京都練馬区

【農地の売買価格】

(千円/10a)

	都市計画法の線引きをしていない市町村		都市計画法線引き市町村		
			市街化調整区域		市街化区域
	農用地区域内	農用地区域外	農用地区域内	農用地区域外	
中 田(※)	1,270	1,559	3,589	4,983	28,199
中 畑(※)	924	1,206	3,467	4,672	29,335

資料：全国農業会議所「田畑売買価格等に関する調査結果（平成27年）」

※ 調査地区において収量水準や生産条件等が標準的な田及び畑をいう。

✓ そのため、都市において貴重な資源である都市農地の有効な活用を図っていくためには、農地所有者だけでなく、意欲ある都市農業者が都市農地を借りて活用することが重要。

- しかし、これまでの、都市農地の賃貸借については、
 - ① 都道府県知事の許可を受けた上で、当事者が賃貸借契約を更新しない旨の通知をしない限り、従前と同一の条件で契約が更新されること（法定更新制度）
 - ② 所有者が都市農地の相続税納税猶予の適用を受けている場合、都市農地を貸し付けると納税猶予が打ち切られること
 から、農地所有者の方は、都市農地を貸すこと難しい面があった。
- このため、都市農地を貸借しても、法定更新制度が適用されない新しい制度として「都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下「都市農地貸借法」）」を制定するとともに、都市農地貸借法による都市農地の貸付けについて相続税納税猶予制度が継続するよう措置した。

○ 賃貸借の法定更新等（制度創設前）

① 法定更新（農地法第17条）

農地等の賃貸借について、期間満了の1年前から6月前までの間に更新しない旨の通知（通知を行うためには知事の許可が必要）をしないときは、従前と同一条件で更に賃貸借をしたものとみなす

② 解約制限（農地法第18条）

農地等の賃貸借について、解除、解約の申入れ、合意解約、更新拒絶の通知は、知事の許可（政令市は市長）※が必要。許可を受けずにした解約等の行為は、無効。

※ 知事は、賃借人の信義則違反等、限られた場合でなければ、許可をしてはならない。

例外

- ・農用地利用集積計画や農用地利用配分計画により設定又は移転された賃借権
 - ・都道府県知事の裁定により設定された農地中間管理権 など
- については左の法定更新等の例外

都市農地には適用されない

都市農地を対象に、貸借しても法定更新が適用されない新たな制度として、都市農地貸借法を制定

○ 相続税納税猶予制度の適用条件等（制度創設前）

被相続人

相続人

親

子

都市農地の相続

〔死亡日まで営農していた者〕

〔相続税の申告期限までに営農を開始し、引き続き営農を行う者〕

相続税の納税を猶予

納税の免除要件

途中で貸し付けると納税猶予が打ち切り

相続人が死亡した場合 等

都市農地貸借法等に基づき都市農地を貸し付けても納税猶予が継続

2. 都市農地貸借法の概要

- 市街化区域内にあって長期に保全されることが担保されている生産緑地（以下「都市農地」という。）を対象に、意欲ある都市農業者等の貸借によるその有効活用を図るため、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」（平成30年法律第68号。「都市農地貸借法」という。）を制定し、農地法の法定更新が適用されない等の都市農地の貸借の円滑化の措置を講じた（施行日：平成30年9月）。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律

① 自ら耕作の事業を行う場合の貸借の円滑化

法定更新（農地法第17条）

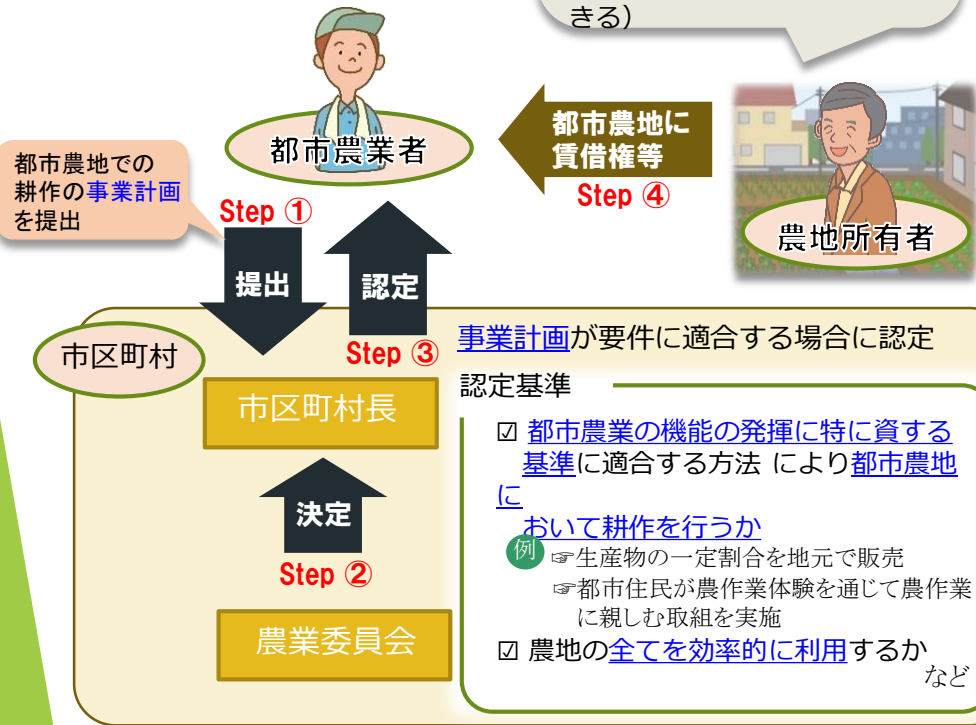
農地の賃貸借は、知事の許可※を受けない限り、従前と同一の条件で更に賃貸借をしたものとみなされる（貸借契約が更新される）。

※ 賃借人の信義則違反等、限られた場合でなければ、許可をしなければならない。

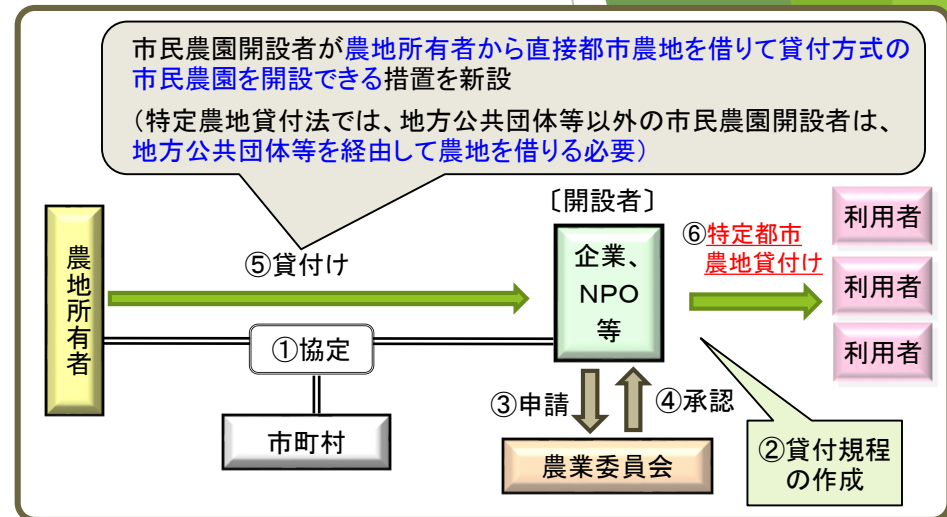
【事業計画認定の効果】

事業計画に従って設定した都市農地の賃借権等は、**農地法第17条（法定更新）の適用除外**

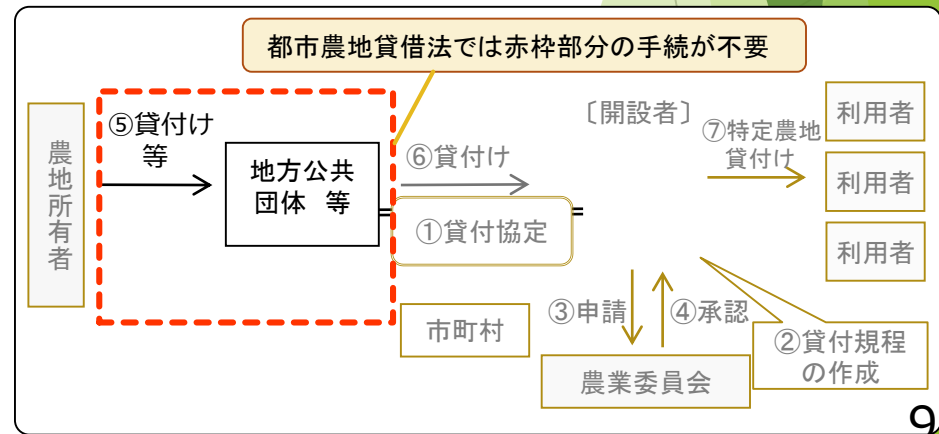
（貸借期間後に農地が返ってくるため、安心して貸すことができる）



② 特定都市農地貸付けを行う場合の貸借の円滑化



【参考】特定農地貸付法（特定農地貸付け）の場合



【参考②】都市農地の貸借の円滑化に関する法律の認定等の状況（令和3年3月末現在）

○ 都市農地貸借法に基づく事業計画の認定等は、292件・515,067㎡で行われた。
 （R2.3末時点：174件、305,830㎡）

① 自らの耕作の事業の用に供するための都市農地の貸借の円滑化 【借りた都市農地で自ら耕作の事業を行う場合】

都道府県	市区町村	事業計画の認定状況		都道府県	市区町村	事業計画の認定状況		都道府県	市区町村	事業計画の認定状況		都道府県	市区町村	事業計画の認定状況	
		件数	面積 (㎡)			件数	面積 (㎡)			件数	面積 (㎡)			件数	面積 (㎡)
埼玉県		6	17,131	東京都	三鷹市	6	15,387	神奈川県		11	25,448	大阪府	八尾市	9	10,967
	朝霞市	1	3,431		青梅市	1	2,824		川崎市	3	8,521		寝屋川市	1	1,138
	新座市	2	6,418		府中市	10	10,991		平塚市	1	2,406		河内長野市	2	2,958
	富士見市	2	2,216		昭島市	3	5,278		小田原市	1	1,633		和泉市	2	4,074
千葉県	坂戸市	1	5,066	調布市	7	7,685	茅ヶ崎市	2	1,582	箕面市	1	4,381			
		5	12,662	町田市	8	23,457	秦野市	4	11,306	柏原市	1	1,595			
	船橋市	2	3,931	小金井市	1	710		8	20,893	摂津市	1	1,043			
	流山市	1	2,327	小平市	8	21,501	愛知県		8	20,893	東大阪市	5	4,956		
東京都	我孫子市	2	6,404	日野市	5	9,959	名古屋市	5	14,200	泉南市	3	5,306			
		114	218,784	東村山市	6	10,015	津島市	1	905	四條畷市	1	1,096			
	世田谷区	6	10,175	国立市	1	1,317	碧南市	1	3,419		28	33,559			
	板橋区	1	2,050	狛江市	1	1,947	日進市	1	2,369	兵庫県					
東京都	練馬区	9	29,502	清瀬市	2	4,963	京都市	14	23,026	神戸市	2	6,129			
	足立区	1	1,772	多摩市	2	601	京都市	12	20,027	尼崎市	6	8,013			
	葛飾区	1	794	稲城市	6	5,689	亀岡市	2	2,999	西宮市	1	872			
	江戸川区	5	4,098	西東京市	2	363		34	45,805	伊丹市	15	15,692			
東京都	八王子市	10	25,809	東久留米市	2	6,700	岸和田市	1	2,507	宝塚市	1	1,114			
	立川市	3	6,353	武蔵村山市	2	3,845	豊中市	3	1,875	川西市	3	1,739			
	武蔵野市	1	2,175	羽村市	4	2,824	高槻市	1	500	和歌山県	1	7,864			
							貝塚市	3	3,409	和歌山市	1	7,864			
									計		221		405,172		

② 特定都市農地貸付けの用に供するための都市農地の貸借の円滑化 【借りた都市農地で市民農園(貸し農園)を開設する場合】

都道府県	市区町村	特定都市農地貸付けの承認状況			市民農園開設数	都道府県	市区町村	特定都市農地貸付けの承認状況			市民農園開設数	都道府県	市区町村	特定都市農地貸付けの承認状況			市民農園開設数
		件数	面積 (㎡)	農園区画数				件数	面積 (㎡)	農園区画数				件数	面積 (㎡)	農園区画数	
埼玉県		4	6,708	503	東京都	府中市	1	2,000	166	京都府		3	8,268	274	3		
	さいたま市	2	2,506	195		2	調布市	1	2,099		225	1	京都市	3	8,268	274	3
	川口市	1	1,948	168		1	町田市	1	1,772		119	1	大阪府	16	19,053	1,108	16
	朝霞市	1	2,254	140		1	小金井市	1	990		60	1	大阪市	5	6,678	414	5
千葉県		3	11,694	462	3	国分寺市	1	1,955	162	1	堺市	6	4,566	177	6		
	柏市	1	4,241	185	1	狛江市	1	1,364	130	1	吹田市	1	1,197	118	1		
	流山市	1	4,996	156	1	多摩市	2	1,771	119	2	茨木市	1	406	15	1		
	八千代市	1	2,457	121	1		7	10,962	762	7	箕面市	1	3,004	125	1		
東京都		26	42,373	3,463	26	神奈川県					横浜市	1	2,746	146	1		
	目黒区	1	1,652	18	1	横浜市	3	3,164	220	3	川崎市	3	3,164	220	3		
	世田谷区	6	9,693	868	6	藤沢市	1	1,577	133	1	藤沢市	1	1,577	133	1		
	杉並区	2	2,967	397	2	茅ヶ崎市	1	1,881	140	1	茅ヶ崎市	1	1,881	140	1		
東京都	板橋区	1	1,444	90	1	大和市	1	1,594	123	1	大和市	1	1,594	123	1		
	練馬区	4	7,183	566	4	静岡県					静岡県	3	2,547	237	3		
	足立区	1	2,121	152	1	静岡市	3	2,547	237	3	静岡市	3	2,547	237	3		
	江戸川区	1	1,693	193	1	愛知県					愛知県	1	851	44	1		
東京都	八王子市	1	1,809	86	1		1	851	44	1		1	851	44	1		
	三鷹市	1	1,860	112	1		1	851	44	1		1	851	44	1		
											兵庫県	8	7,439	468	8		
											兵庫県	2	1,742	153	2		
											尼崎市	1	1,664	112	1		
											西宮市	3	2,656	167	3		
											伊丹市	2	1,377	36	2		
											宝塚市						
											計	71	109,895	7,321	71		

※ 赤字は令和2年度中に新たに都市農地貸借法の認定等があった地方公共団体

3. 都市農地の保全に関する制度

(1) 生産緑地法等の改正

【生産緑地法】

(現行・改正)

生産緑地地区に関する都市計画

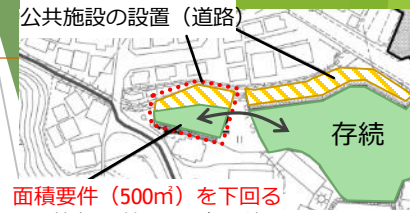
・500㎡以上等の要件に該当する一団の農地 (生産緑地地区:12,525ha)

▶300㎡以上(政令で規定)で市区町村が条例で定める規模に引下げ可能に

※一団性要件の運用緩和(いわゆる道連れ解除への対応)

税制)新たに対象となる小規模な生産緑地にも農地課税を適用

小規模でも身近な農地をきめ細かに保全



面積要件(500㎡)を下回る公共収用等で面積要件を下回ることとなる生産緑地の保全を可能に

生産緑地地区内の行為制限

・生産等に必要な施設のみ設置可能

▶直売所、農家レストラン等の設置を可能に(国家戦略特区の規制改革提案に対応)

規制緩和による農業経営の支援 + 都市住民の満足度向上



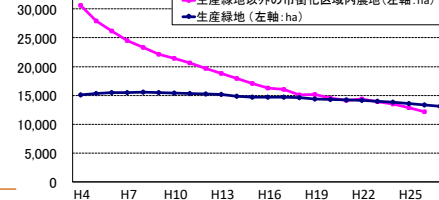
農産物直売所 農家レストラン

生産緑地の買取り申出

・都市計画決定後30年経過により所有者は市区町村に買取り申出が可能(平成34年には約8割の生産緑地が申出期を迎える)

▶申出可能時期を10年先送りする特定生産緑地制度の創設(土地所有者等の同意を得て市区町村指定)

農家の意向を基に将来の保全を確実に



【都市計画法・建築基準法】

用途地域

・住居、商業、工業その他の用途を適切に配分し、建築物の用途、形態等を制限
 ・農地が比較的多い住居専用地域では、農業用施設の建築には個別許可が必要
 ・生産緑地以外の農地は宅地化が進行

田園住居地域の創設

・農地と調和した低層住宅に係る良好な住居環境の保護を目的
 ・建築規制(低層住居専用地域をベースに農業用施設の立地を限定的に許容)
 ・農地の開発規制(許可制、一定の小規模の開発は可能)

都市の構成要素としての農地を都市計画に本格的に位置付け

用途地域の類型

第一種低層住居専用地域 / 第二種低層住居専用地域
 第一種中高層住居専用地域 / 第二種中高層住居専用地域
 第一種住居地域 / 第二種住居地域 / 準住居地域 + 田園住居地域

住居系 7 + 1

商業系 2

工業系 3



農地と調和した低層住宅

【都市緑地法】

緑地の定義

・法律上の緑地の範囲は、樹林地、草地、水辺地等 ▶ 農地を明示

市区町村の公園・緑地政策全体のマスタープラン(緑の基本計画)

・農地は原則対象外 ▶ 生産緑地ほか都市農地の保全方針を追加

農地を都市の緑地政策体系に位置付け、保全手法を充実



農業体験農園



生産緑地地区

【参考③-1】 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の活用事例 ～ 自ら耕作～

Neighbor's Farm 川名 桂 氏

(都市農地貸借法を活用した全国初の新規就農)

東京都 日野市

都市農地を借りて農業への思いを実現

栽培別内訳

露地 (21a)	野菜 (約25種類)	施設	その他
----------	------------	----	-----

都市農地貸借法を活用した取組を教えてください

- ◆ 東京大学在学中に、海外の発展途上国の農村地帯を回るうちに、「人間の本質である農業」に魅力を感じるようになり、一生の仕事にしようと決心しました。
- ◆ 大学3年からはさまざまな農家を回り、卒業後農業法人に就職しました。法人では、トマト部門の立ち上げメンバーとなり、トマトの生産に携わっていましたが、やはり自分の農業をやりたいと、独立を決意しました。
- ◆ 現在は、少量多品目の野菜を露地で栽培し、畑に設けた直売スペースで近隣住民に販売するほか、JA等の直売所やほ場に集荷に来る業者を通じてスーパーの直売コーナーや飲食店などに出荷しています。
- ◆ 今後は、環境制御型の施設 (ハウス) を建て、トマトの養液栽培に取り組み、畑の直売スペースやJAの直売所等で販売する予定です。



農地はどのように見つけましたか

- ◆ 父の故郷である日野市周辺での就農を目指しましたが、トマト栽培に必要なハウスの設置が可能な農地の確保に苦慮しました。
 - ◆ このような中、私が所属する「東京NEO-FARMERS!」※の事務局である東京都農業会議と日野市が連携し、市内の農地所有者に意向を確認していただき、希望に沿う農地を借りることができました。
- ※ 都内で新規就農を目指す非農家出身者等の集まり



今後の展望を教えてください

- ◆ まずは、施設を建てて、本当に美味しいトマトづくりをすることが目標です。
- ◆ その上で、将来的には、トマトの生産を志す若い新規就農者の人材育成も行いたいです。
- ◆ また、子供達が農作業に触れることができる場の提供など、住宅地の近くに農地があることを活かした、まちづくりにも関わっていきたいです。

イガさんの畑 五十嵐 透 氏

(全国初の都市農地貸借法の事業計画の認定)

東京都 練馬区

近隣の農地を借りて農業体験農園を拡大

栽培別内訳

露地 (7a)	野菜 (約20種類)	施設	その他 (41a)	農業体験農園
---------	------------	----	-----------	--------

都市農地貸借法を活用した取組を教えてください

- ◆ 平成11年に農業体験農園「イガさんの畑」を開園しました。
- ◆ 農業体験農園では、利用者が30m²の区画を利用して、年間20種類ほどの野菜を栽培し、播種・苗植えから収穫までの一連の農作業を体験しています。
- ◆ 農園は、数年前に行われた土地区画整理事業により、農地の一部が失われ、区画数も減少することとなりました。
- ◆ このような中、農園に隣接した農地6aを借りことができ、農園の区画を13区画増設することができました。その後、さらに農地を13a借り、農園の区画を12区画増設しました。



農地はどのように見つけましたか

- ◆ 農園に隣接する農地の所有者は、高齢により農地の維持に苦慮していました。
- ◆ 練馬区農業委員会の職員からその所有者に対して、都市農地貸借法の仕組みを丁寧に説明していただきました。平成30年12月に区より事業計画の認定を受け、翌年2月に農地を借り受けることができました。



今後の展望を教えてください

- ◆ 農業体験農園の魅力は、消費者である利用者と農家との距離が近く、獲れた野菜がおいしかったといった利用者の声を直接聞けることにあります。
- ◆ 借りた農地を最大限活用し、農園の区画をさらに増設する予定です。より多くの人に農業に親しんでほしいと考えています。

【参考③-2】 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の活用事例 ～ 市民農園 ～

J A世田谷目黒

東京都
(世田谷区、目黒区)

J Aが貸借への不安を解消し、都市農地を保全

都市農地貸借法を活用した取組を教えてください

◆ J A世田谷目黒では、組合員が急遽入院してしまった場合に、営農支援事業として、農協が除草や耕起などの簡易な農作業を行い、農地の保安全管理を行ってきました。しかし、長期の入院が必要になった場合や退院後の体調回復が長引いた場合など、年単位での管理が必要となった場合には、営農支援事業では十分な対応ができず、課題となっていました。

◆ 都市農地貸借法を契機に、この課題を解決する2つの取組を実施しています。

◆ 一つ目は、農協自らが組合員の農地を借り入れ、企業の従業員やその家族などがレクリエーションを目的に農作業を体験する体験農園を開設しています。
組合員である農地所有者からは、農地を貸す相手が農協であれば、安心して貸し出すことができるという声を頂いています。



◆ 二つ目の取組は、農地所有者の代理として農協が企業と貸借の交渉を行う代行事業を実施しています。

都市農地貸借法の施行により、企業による市民農園の開設が行いやすくなり、高齢化等を理由に企業への農地の貸付けの意向を示す農地所有者がいる一方で、企業に農地を貸すことに不安感を持つ農地所有者もいました。

このため、農協が間に入ることにより、所有者が安心して農地を貸せるように取り組んでいます。



取組の成果を教えてください

◆ 農協では既に2件の農地を借りており、令和元年度中にもう1件借りる予定です。
これにより、令和元年12月に企業の従業員向けの体験農園を1件開設し、令和2年4月にも2件開設予定です。開設予定の2農園のうち1農園は企業の従業員向けですが、もう1農園は近隣の都市住民を対象にしたものとなっています。

◆ また、代行事業として、1件の貸借の交渉の代理を行い、市民農園が1件開設されています。

ぼかぼか自然農園

工藤 勉 氏

愛知県 名古屋市

都市農地を借りて農福連携の市民農園を開設

市民農園の概要

区画	850㎡ 40区画 1区画12㎡ 利用料3,500円/月	設備	農機具、水洗い場、 駐車場（2台分）	その他	アドバイザーあり 農家からの講座あり
----	------------------------------------	----	-----------------------	-----	-----------------------

都市農地貸借法を活用した取組を教えてください

◆ 社会福祉施設（就労継続支援事業所（B型））として、市民農園を開設し、障害者の社会参画の場づくりに取り組んでいます。

◆ 障害者の方々には、主に市民農園の維持管理を担当していただいています。具体的な作業としては、貸出前の全区画の耕起作業や、未利用区画・通路の維持管理を行っています。

◆ 区画の利用に当たっては、無農薬・無肥料を条件にしており、こうした農園の趣旨に賛同する方を募集しています。

◆ 手軽に農園を利用していただくため、農作業に必要な農機具はすべて用意しています。
また、農作業に必要な助言を受けられるよう、アドバイザーを配置したり、定期的な講習会を開催したりすることで、初心者でも安心して利用できるようにしています。



農地はどのように見つけましたか

◆ 名古屋市内において、市民農園の開設を目指し市の農地バンク制度に登録しました。農地バンクでは、農地の所有者からも貸付希望農地の登録を行っており、マッチングしていただいた結果、借り受けることができました。



今後の展望を教えてください

◆ 利用者や区画を管理する障害者の夏の安全対策として、日差しを遮る施設を検討しています。

◆ 障害者の働く場を拡大したいため、他の農地でも市民農園を開設していきたいと考えています。

◆ また、維持管理が難しくなった農業者の農地を安心して貸していただけるよう、地域とのコミュニケーションを図りつつ、適正な管理・運営に努めていきます。

IV. 都市農業に関する予算措置

都市農業機能発揮対策（農山漁村振興交付金）【令和4年度予算概算要求額 10,215（9,805）百万円の内数】

<対策のポイント>

都市住民と共生する農業経営を実現するため、都市部での農業体験等の取組や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の貸借促進に係る取組を優先的に支援します。また、今後の都市農業振興に向けた国の施策の方向性に沿ったモデル的な取組を支援します。

<事業目標>

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき貸借された農地面積（255ha [令和6年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 都市農業機能発揮支援事業

都市農業が有する多様な機能を活用した取組を支援するため、アドバイザーの派遣、都市農業に関する税や相続等に関する講習会の開催、都市住民等への都市農業に対する理解醸成や農業・農山漁村への関心を喚起するための効果的な情報発信等の取組等のための全国に向けた取組を支援します。

2. 都市農業共生推進等地域支援事業

① 地域支援型

ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討や都市農業の多様な機能についての理解醸成、市民農園等の附帯施設の整備や都市農地の周辺環境対策等の取組

イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェ等の開催による交流促進のための取組

ウ 都市農業の機能である防災機能の維持・強化等の取組等を支援します。

② モデル支援型

国の施策の方向性に沿った取組を、複数の地域が連携して一体的に実施し、当該取組をガイドライン化するなどにより、各地域へ波及させる取組を支援します。

※下線部は拡充内容

都市農業機能発揮支援

都市農業アドバイザーの派遣



税や相続に関する講習会



都市住民への理解醸成や効果的な情報発信



都市農業共生推進等地域支援

● 地域支援型

都市住民と共生する農業経営への支援策の検討



農作業体験会の開催

都市住民との交流促進



市民農園の整備等

都市住民との交流促進



マルシェ等の開催

防災機能の維持・強化



防災訓練や防災兼用井戸の整備

● モデル支援型



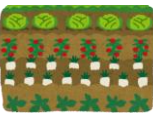
農村への関心の拡大



防災機能の強化

地域支援型の取組に合わせ、国の施策の方向に沿った取組を実施し、ガイドラインなどにより全国に波及させる取組を支援。

都市農地貸借法に基づく農地の貸借による次世代の担い手づくり等の取組に対し、加 pointsにより優先。

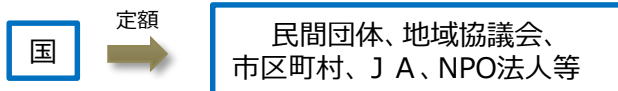


貸借



都市農業者（担い手）

<事業の流れ>



【参考④】 R 3年度 都市農業機能発揮支援事業の取組（情報発信）

ランドブレイン（株）
「都市と農業のプラットフォーム」の稼働

東武トップツアーズ（株）
LINEを活用した情報発信やアンケートの実施による情報収集等



都市と農業 の プラットフォーム

- 都市住民と農業者の交流という従来の都市農業の関係性に加え、農業関連以外の企業、まちづくり組織が近年参画し始めています。
- そのため、都市農業に関心を持つ企業との関係性を構築することは、「都市農業及び農業の新しい領域の開拓につながる」、「企業の都市農業や農業に対する理解・関心の増進につながる」ことが考えられ、都市農業の発展に寄与します。一方、企業は、都市農業や農業についての知見や連携先に関する情報が不足しているといった課題も見受けられます。
- これら背景を踏まえ、「都市と農業のプラットフォーム」を立ち上げました。今後、協議会等といった組織化を見据えた展開を検討しています。

特典①
様々な取組の情報を
取得することができます！

都市農業において、農家や企業等が連携した、SDGsの実現など社会的な課題の解決に資する取組を定期的に発信していきます。また、プラットフォームのメンバーは、上記の内容に関連する取組を、このホームページで紹介することも可能となります。

特典②
本取組に関連するイベントにも
参加することができます！

今後、プラットフォームメンバー同士の勉強会や有識者を交えた都市農業のあり方の研究会の開催等を予定しております。また、企業同士、企業と農家・自治体のマッチングの機会、相談窓口等も創出していきます。今後の事業展開の際、ご活用いただける場を設けていきます。

農業者や企業を対象として、
①都市農業者の事例
②農業に関与している企業の事例 等
農業へ関わるための情報を発信

都市住民を対象として、
①生産者の紹介
②マルシェや市民農園の情報 等
消費者目線の情報を発信

都市農業者、消費者（都市住民）、農に関心のある企業等、多様な主体への情報発信を展開



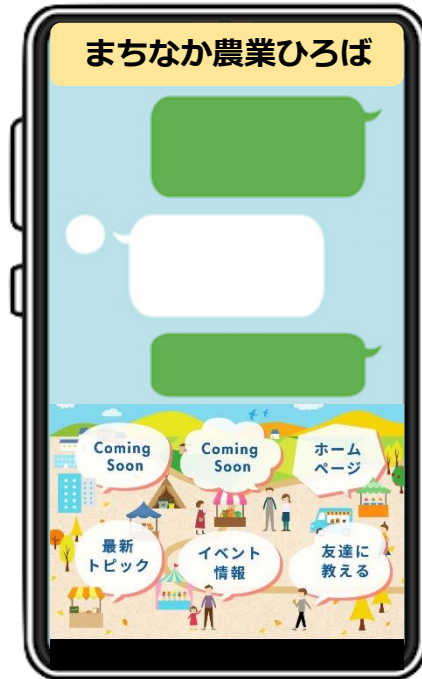
都市農業公式LINEアカウント 「まちなか農業ひろば」開設！

都市農業普及



東武トップツアーズ株式会社では、農林水産省「都市農業機能発揮支援事業」の採択を受け、都市農業の情報発信プラットフォームを開設しました。

都市農業に関するHP等の集約や、今後の都市農業イベント・マルシェ等の情報発信を行います。



LINEの
お友達追加から！
こちらのQRコードを
読み込んでください
>>>>>



11月23日(火・祝)・24日(水) まちなか農業マルシェin池袋 開催決定!!

都市農業の理解と農業への関心向上を目的とし、池袋を舞台にマルシェイベントを開催します！
東京都内で採れた農産物や加工品など多彩なラインナップで、都市農業の魅力やマルシェの楽しさを発信します。

また、11月23日はオープニングイベントとして様々なステージイベントを開催予定！

場所：池袋駅地下1階イベントスペース「マルチスクエア」
その他、東武百貨店屋上などで都市農業情報発信プログラムを準備中



都市と農業

の
プラットフォーム

設立趣旨

- 都市住民と農業者の交流という従来の都市農業の関係性に加え、農業関連以外の企業、まちづくり組織が近年参画し始めています。
- そのため、都市農業に関心を持つ企業との関係性を構築することは、「都市農業及び農業の新しい領域の開拓につながる」、「企業の都市農業や農業に対する理解・関心の増進につながる」ことが考えられ、都市農業の発展に寄与します。一方、企業は、都市農業や農業についての知見や連携先に関する情報が不足しているといった課題も見受けられます。
- これら背景を踏まえ、「都市と農業のプラットフォーム」を立ち上げました。今後、協議会等といった組織化を見据えた展開を検討しています。

- ▶ 新事業分野として、アーバンアグリカルチャー、都市農業に関心のある企業（特に、これまで農業と関連の薄かった企業）をターゲットとして、当該企業とのネットワークを構築すること
- ▶ そのネットワークを、これまでの都市農業に関わってきた農業者、企業、消費者、有識者につなげること

都市農業の新たな展開に向けた仲間になりませんか？

特典① 様々な取組の情報を取得することができます！

都市農業において、農業者や企業等が連携した、SDGsの実現といった社会的な課題の解決に資する取組を定期的に発信していきます。

また、プラットフォームのメンバーは、上記の内容に関連する取組を、このホームページで紹介することも可能となります。

特典② 本取組に関連するイベントにも参加することができます！

今後、プラットフォームメンバー同士の勉強会や有識者を交えた都市農業のあり方の研究会の開催等を予定しております。

また、企業同士、企業と農業者・自治体のマッチングの機会、相談窓口といった今後の事業展開の際、ご活用いただける場を設けていきます。

本プラットフォームにご加入希望の方は、事務局に、以下の事項をご連絡ください。

[必要事項] 企業名・部署名・氏名(フリガナ)・
電話番号・メールアドレス

[事務局]

ランドブレイン株式会社 国土政策グループ（担当：宮脇、岡部、宇井）

E-MAIL：toshi-nogyo@landbrains.co.jp

簡単なアンケートに
ご協力願います!!

